

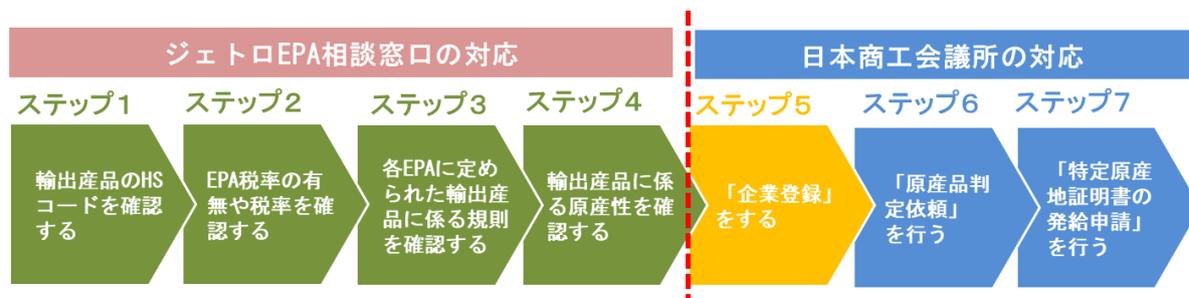
（ご案内）EPAの特定原産地証明書の発給申請に関する電話相談窓口の変更について

2021年4月2日
日本商工会議所国際部

1. 本年4月1日からの特定原産地証明書の発給申請に関するお電話での問合せについて

証明書の発給手順のうち、「ステップ5」以降の企業登録、原産品判定審査、証明書の発給申請については従来通り日本商工会議所にて対応いたしますが、「ステップ1～4」の輸出製品のHSコードの確認、EPA特惠税率設定の有無や税率の確認、各EPAに定められた輸出製品に係る規則の確認、輸出製品に関する原産資格の確認については、日本貿易振興機構（ジェトロ）にお問い合わせいただくことができます。

<ご相談内容と相談先>



<日本商工会議所 問合せ先>

（企業登録（ステップ5）や特惠発給システムに関するご相談）

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 TEL : 03-3283-7850

MAIL : tokuteico@jcci.or.jp

受付時間 : 平日 10時30分～12時00分/13時00分～16時30分

（判定依頼（ステップ6）および発給申請（ステップ7）に関するご相談）

特定原産地証明書発給・判定事務所一覧

https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html

<日本貿易振興機構（ジェトロ） EPA相談窓口>

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/epa.html>

本部（東京） TEL : 03-3582-4943

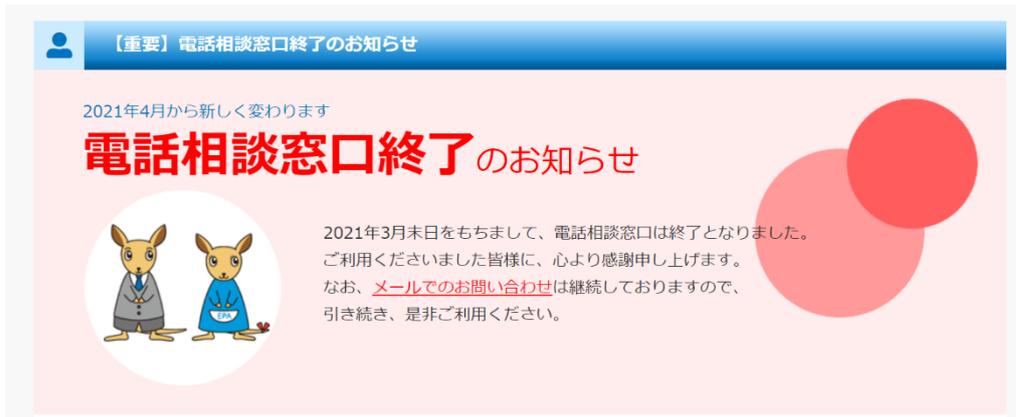
大阪本部 TEL : 06-4705-8606

受付時間 : 平日 9時00分～12時00分/13時00分～17時00分

2. 従来の EPA 相談デスクについて

従来のEPA相談デスクは電話相談窓口を終了しますが、メールでのお問い合わせなどは継続しています。

<EPA相談デスク 電話相談終了のお知らせ> <https://epa-info.go.jp/>



- ・ 初心者向けワークショップ
<https://epa-info.go.jp/workshop/>
- ・ メールでのお問い合わせ
<https://epa-info.go.jp/form/>

以上